# 処方薬の自宅配送業務仕様書

#### 1 業務内容

山梨県(以下「甲」という。)が推奨する電子版かかりつけ連携手帳と連動したオンライン診療システム(以下「システム」という。)を利用した診察時に処方された薬について、契約事業者(以下「乙」という。)が処方薬を調剤した薬局(以下「薬局」という。)へ集荷し、指定された場所へ配送する業務。

## 2 契約期間

令和4年8月1日から令和5年3月31日まで

## 3 業務対象

本業務での対象となる薬剤は、1梱包につき縦・横・高さの合計が60cm以内のもの。

## 4 配送先

県内全域で薬局が配送を依頼した場所。

### 5 配送する薬剤の予定件数

1,000 件

#### 6 事前準備

- (1) 配送時に用いる送り状は、乙が一般顧客に供するものを使用するものとする。
- (2) 甲は、医療機関へのシステムの新規導入が完了した都度、乙へ医療機関の情報(医療機関名、住所、処方箋を送る薬局等)を提供するものとする。

#### 6 集荷

- (1) 乙は、薬局から集荷の依頼があった際、当日中もしくは、その翌日の正午までに確実に集荷する。
- (2) 集荷は、必ず依頼した薬局の職員(あるいは代理人)の立会いのもとで行う。
- (3) 乙は、集荷依頼のあった処方薬が、本事業の対象であるか必ず確認する。
- (4)集荷の際、処方薬の梱包作業が必要な場合は、薬局の職員に梱包してもらう、もしくは薬局の職員の監視下で梱包を行う。

#### 7 荷物の配達

- (1) 配便は、乙が荷受人の受領印又はサインを得たときに配送されたものとする。
- (2) 乙は、薬剤について、原則として、集荷日を含め、3日以内に配達する。 ただし、地理的条件(山間部)、天候、交通事情その他甲がやむを得ないと認める 場合は、この限りでない。
- (3) 乙は、転居等により配達先が不明の場合は、集荷日を含め8日以内に当該薬剤を薬局に返却しなければならない。

- (4) 乙は、薬剤の配送に当たっては、汚損、破損、滅失等を防止するよう努めなければならない。
- (5) 配送業務中に生じた汚損、破損、滅失その他一切の損害は、「貨物自動車運送事業法」(平成元年法律第83号)に基づく国土交通大臣の認可を受けた乙の約款に基づき、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、天災その他乙の責めに帰することができない場合は、賠償責任を免れる。
- (6)薬局が配送を依頼する薬剤は再取得が困難なものも含まれるため、乙は、その取扱いに十分留意し、安全運転を心掛け、事故、事件の防止に努めるとともに、事故等が発生した場合には、速やかに甲および薬局に連絡し、対応を協議する。
- (7) 本業務を行うに当たって、乙は、業務に携わる作業員に対して必要な取決めや制 約などを十分教育・指導するものとし、業務が円滑に行えるようにする。

#### 8 配送実績報告

乙は、毎月の配送実績を常に明らかにし、甲の求めに応じ業務実績を速やかに報告できる状態にしておかなければならない。

なお、報告の方法については、甲乙協議の上定める。

## 9 個人情報の保護等

乙は、本業務上知り得た秘密及び個人情報を第三者に漏洩し、又は他の目的に使用してはならない。本業務による契約期間終了後においても同様とする。

### 10 支払方法

支払いは、月毎の配送数による実績払いとする。

## 11 その他

本仕様書に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。